

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第6号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 条例第20条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>任用期間</u>（基準日（条例第20条第1項前段に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する会計年度内の任用期間に限る。）が6月に満たない者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>第17条 条例第20条第1項後段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、<u>期末手当及び勤奨手当に関する規則</u>（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「<u>期末手当等規則</u>」という。）第3条各号に掲げる職員の例による。</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>期末手当等規則第6条第2項</u>（<u>期末手当等規則第7条第2項</u>において準用する場合を含む。）の例による。</p> <p>第19条 条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める期末手当基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額（月額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。）</p> <p>(2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の日額（日額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当す</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 条例第20条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 基準日（条例第20条第1項前段に規定する基準日をいう。<u>第19条において同じ。</u>）の属する会計年度内の任用期間（<u>人事委員会が別に定める会計年度任用職員にあっては、当該任用期間に人事委員会が別に定める期間を通算した期間</u>）が6月に満たない者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>期末手当及び勤奨手当に関する規則</u>（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「<u>期末手当等規則</u>」という。）<u>第2条第1号から第4号まで又は第7号に該当する者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>第17条 条例第20条第1項後段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、<u>期末手当等規則第3条各号</u>に掲げる職員の例による。</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>期末手当等規則第6条第2項の規定</u>の例による。</p> <p>第19条 条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める期末手当基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 <u>基準日現在</u>（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、<u>退職し、又は死亡した日現在</u>。以下この条において同じ。）において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（月額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。）</p> <p>(2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 <u>基準日現在</u>において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の</p>

る報酬に限る。)に任用期間(基準日前6箇月の間に限る。)における1月当たりの平均勤務日数を乗じて得た額

(3) 時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の時間額(時間額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。)に任用期間(基準日前6箇月の間に限る。)における1月当たりの平均勤務時間数を乗じて得た額

(4) 第2号会計年度任用職員 給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(一時差止処分に係る在職期間)

第20条 条例第21条及び第22条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

日額(日額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。)に任用期間(基準日前6箇月の間に限る。)における1月当たりの平均勤務日数を乗じて得た額

(3) 時間額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の時間額(時間額基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬に限る。)に任用期間(基準日前6箇月の間に限る。)における1月当たりの平均勤務時間数を乗じて得た額

(4) 第2号会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(一時差止処分に係る在職期間)

第20条 条例第21条及び第22条 (これらの規定を条例第22条の2第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

(勤勉手当)

第20条の2 第15条の規定は、条例第22条の2第1項前段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条第1号中「第20条第1項前段」とあるのは「第22条の2第1項前段」と、「第19条において同じ。」とあるのは「。」と、同条第3号中「第2条第1号から第4号まで又は第7号」とあるのは「第8条第1号、第2号又は第5号」とそれぞれ読み替えるものとする。

第20条の3 条例第22条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める日は、支給規則第25条の規定の例による。

第20条の4 条例第22条の2第1項後段に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、期末手当等規則第9条第1項に定める職員の例による。

第20条の5 条例第22条の2第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第20条の8に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

第20条の6 期間率は、基準日(条例第22条の2第1項前段に規定する基準日をいう。)以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて定めるものとし、その割合は、期末手当等規則第11条の規定の例による。

第20条の7 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける

<p>(その他の<u>期末手当</u>の取扱い)</p> <p>第21条 第15条から前条までに定めるもののほか、<u>期末手当</u>の一時差止処分に関する手続その他の<u>期末手当</u>の取扱いについては、<u>期末手当等規則第7条の3から第7条の8</u>までの規定の例による。</p> <p>(その他の<u>休暇</u>の取扱い)</p> <p>第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、<u>休暇</u>の単位その他の<u>休暇</u>の取扱いについては、<u>勤務時間等規則第9条から第21条</u>の規定の例による。</p>	<p><u>会計年度任用職員として在職した期間（人事委員会が別に定める期間に限る。）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の期間の算定については、期末手当等規則第12条第2項の規定の例による。</u></p> <p>第20条の8 <u>成績率は、期末手当等規則第14条第1項及び第2項の規定の例による。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p> <p>第20条の9 <u>第19条の規定は、条例第22条の2第3項に規定する勤勉手当基礎額の算定について準用する。この場合において、第19条第1号中「基準日」とあるのは、「基準日（条例第22条の2第1項前段に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(その他の<u>期末手当等</u>の取扱い)</p> <p>第21条 第15条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関する手続その他の<u>期末手当及び勤勉手当</u>の取扱いについては、<u>期末手当等規則第7条の3から第7条の8</u>までの規定の例による。</p> <p>(その他の<u>休暇</u>の取扱い)</p> <p>第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、<u>休暇</u>の単位その他の<u>休暇</u>の取扱いについては、<u>勤務時間等条例第16条第3項（勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。）及び勤務時間等規則第9条から第21条</u>までの規定の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。